

京西中学校いじめ防止基本方針

学校番号 513

学校名 奈良市立京西中学校

学校長 吉田 充

Ⅰ いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

2「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

3「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」（平成25年法律第71号）より

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査(2)の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法（以下「法」と記す）第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点に注意を払い、認知していくことが必要とされる。

- いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- 被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた児童生徒の感じる被害感情に着目して見極める。（例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など）
- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないように努める。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。（例：インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合。）

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

～いじめの未然防止・早期発見・早期対応～

未然防止と早期発見

- ・休み時間は各教室や各学年のフロアに教師がいて、生徒の様子を観察しながら、いじめに繋がりがねない小さなサインを見逃さず、その未然防止に努める。
- ・毎学期に教育相談やアンケート調査(いじめを含む)を行い、いじめの実態を早期発見、早期対応に努める。
- ・いじめは身近なところに存在していることを理解し、積極的な認知を行う。

いじめをなくす環境づくり

- ・教職員の力量を高めるため、校内外の研修に積極的に参加し、いじめを見抜く感性を育てる。
- ・人権教育推進部を中心に人権教育の充実を図り、人権尊重の意識向上を目指す。
- ・教育相談の充実を図り、有効に活用する。またスクールカウンセラーや関係機関との連携を深め、指導の充実を図る。各種講習会・研修積極的に参加し、校内外での問題の早期発見・解決に努める。

適切な対応・指導

- ・いじめ事象が発生した場合は、「いじめ対策校内委員会」を中心にその対策を早急にかつ慎重に検討し、いじめを受けた生徒に寄り添い、全教職員で解決に向け組織的に対応する。
- ・重大な事象が発生した場合は、教育委員会をはじめ関係機関と連携を図りながら、適切な対応と指導を行う。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- すべての児童生徒が命の大切さを学習し、自他の生命をかがえのない存在として認識することで、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- すべての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、いじめが起こらない環境をつくる。
- すべての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、正義感を育む。
- すべての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての児童生徒が自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。
- 保護者や地域と連携・協働し、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。
- 日々の教育活動全体において、児童生徒がお互いを尊重し高め合う取組を推進する。
- 保護者や地域と連携・協働し、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。
- 特に配慮の必要な生徒への対応について研修を行う。

(2) いじめの早期発見について

- 年間3回のいじめアンケートの実施(県1回、市2回)。
- 年間3回の学校独自の教育相談アンケートを実施し、早期発見に努める。
- 教育相談アンケート後には二者懇談を行い、クラス指導や学年指導、学校指導に繋げる。
- 生徒理解を中心とした指導ができるように職員研修を行う。
- 日常の変化に気付き、見過ごさないよう、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- いじめを隠し、また、軽視することなく、積極的にいじめの発見に努める。
- いじめをする側と、いじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。
- いじめを受ける側の対象も変わる可能性があるとの認識をもつ。
- 児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるため、アンケート調査を工夫する。
- 教育相談の実施とともに、電話・メール相談窓口の周知等に努める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。
- 教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- いじめに関する研修等を開催し、啓発の機会を設ける。

(3) 迅速な対応について

- 学校はいじめを受けた児童生徒からの訴えがあった場合、直ちに児童生徒の安全を確保し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対し、徹底して守り抜くという意思を伝える。
- 教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常に全てに対して厳しい指導を要するとは限らない。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、児童生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。

(4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応について

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ等外国につながる児童生徒
- 言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒

上記の児童生徒を含め、学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

いじめ早期対応の流れ

いじめ（疑われるものも含む）事象の発生（アンケートも含む）

事象確認・記録開始

学級担任及び副担任・部活顧問等の複数教員で対応

- 被害生徒からの聴き取り
- 加害生徒からの聴き取り
- 周辺生徒からの情報収集
- 保護者との連携

記録を基に報告

管理職・生徒指導主事・いじめ対応教員

招集

複雑または困難な事象と考えられる
ケースの場合は24時間以内に招集

いじめ対策校内委員会

構成：管理職・いじめ対応教員・教務主任・生徒指導主事・教育相談コーディネータ・
関係学年生徒指導チーフ・関係学年の学年主任及び学級担任・（部活動顧問）
特別支援コーディネータ・養護教諭・スクールカウンセラー

- いじめとして認知するか否かの判断
- 指導方針の決定
- 役割分担の決定

認知

職員会議で報告

複雑または困難な事象と考えられる
ケースの場合は、緊急的に職員会
議を招集

事象内容を市教委・県教委へ報告

必要に応じて警察等の関係機関へ相談
【奈良警察署 20-0110】

職員会議

- 事象内容を全教職員に知らせる
- 指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
→全教職員が協働して、事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む
→認知としなかった事象についても全教職員に報告

具体的な指導・支援

(4) 組織及び体制について

① いじめ対策校内委員会

構成：管理職・いじめ対応教員・教務主任・生徒指導主事・教育相談コーディネータ・各学年生徒指導チーフ・関係学年の学年主任及び学級担任・特別支援コーディネータ・養護教諭・スクールカウンセラー

② 生徒指導体制

構成：管理職・生徒指導主事・各学年生徒指導部・全教職員

③ 教育相談体制

構成：生徒指導部の教育相談コーディネータ・特別支援コーディネータ・全教職員

④ 外部機関及び地域との連携

構成：管理職・奈良市教育委員会・奈良県教育委員会・警察・子ども家庭相談センター・子育て相談課等

⑤ 校内研修

取組：生徒理解研修・職員による校内いじめ防止基本方針の理解研修・人権教育推進研修

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について(重大事態とは)

① 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

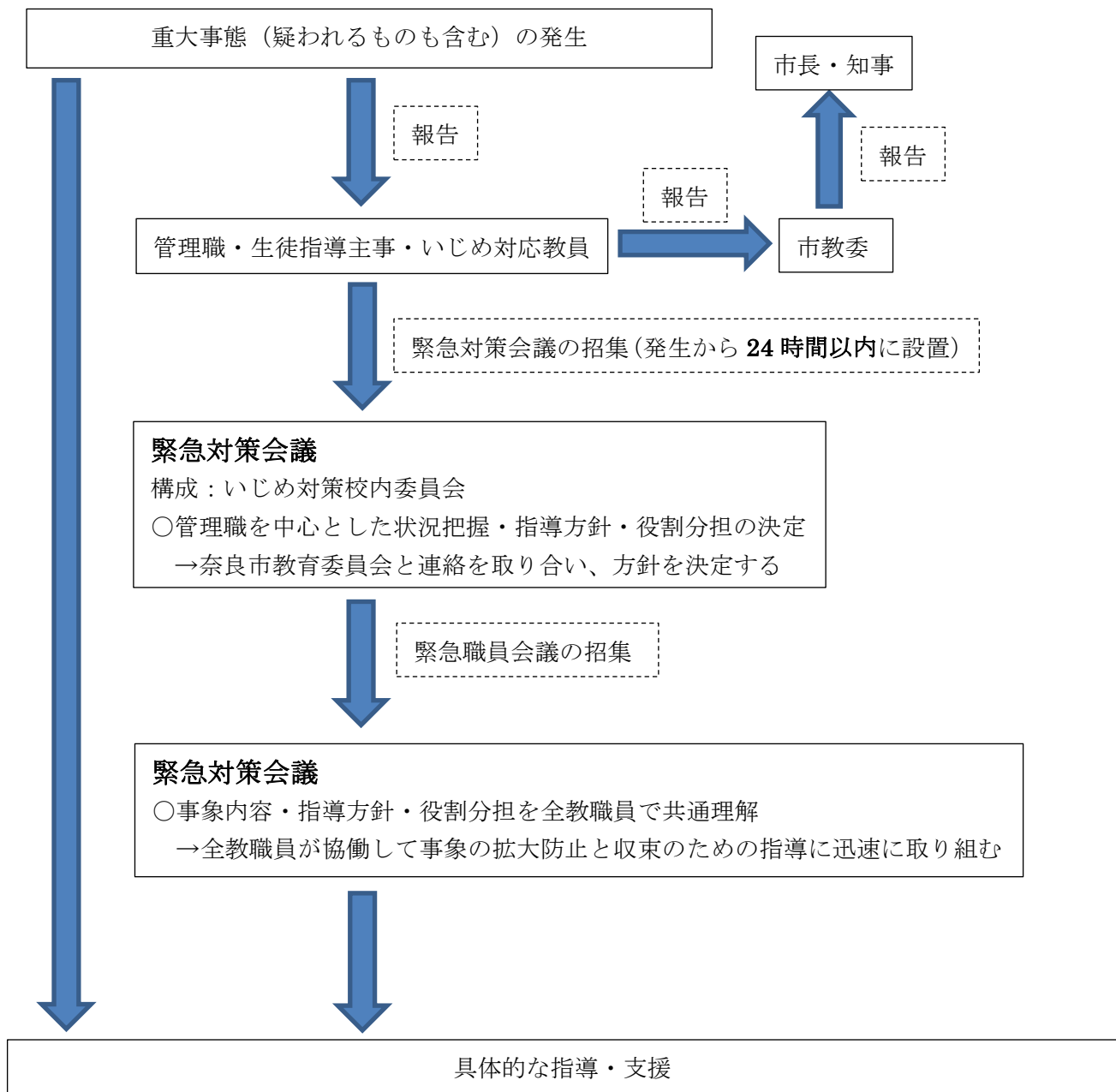
② 「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

重大事態への早期対応の流れ



(3) 調査結果の提供及び報告について

(1) 調査結果の提供

- 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。